

「地域クラブ活動体制整備事業」に係る
人材バンク構築事業委託業務
企画提案募集要項

令和5年5月

山梨県教育委員会

目次

1. 企画提案を求める業務の概要	1
1. 1 提案を求める理由	1
1. 2 名称	1
1. 3 委託内容	1
1. 4 委託期間	1
1. 5 委託料上限額	1
2. 企画提案の参加資格	1
3. 企画提案参加資格確認申請書の提出	1
4. 企画提案参加資格審査結果の通知	2
5. スケジュール	2
5. 1 日程	2
5. 2 企画提案説明会	3
5. 3 質問の受付	3
5. 4 企画提案書等の提出	3
5. 5 企画提案等のプレゼンテーションについて	4
6. 提出書類等	4
7. 審査及び委託業者の決定に関する事項	4
7. 1 委託業者の選定方式	4
7. 2 審査委員会	4
7. 3 審査基準	4
7. 4 審査及び採用者の決定に関する事項	4
8. 契約に関する事項	5
9. その他	5
(別表) 評価項目・評価基準	6

1. 企画提案を求める業務の概要

1. 1 提案を求める理由

県教委では、令和4年12月に国から出されたガイドラインに沿って、令和5年度から令和7年度末までの3年間で、休日学校部活動地域移行の改革推進期間と位置付けた。改革の取組の1つに「指導者の確保」があげられ、山梨県内にある既存の人材バンクシステムでは、県や市町村が求めているニーズに対応できない現状にある。

本事業では、部活動の地域移行における人材確保を支援するため、指導に協力できる人材を登録し、市町村と共有する人材プールシステム（以下、「人材バンク」という。）を構築することを目的とする。

ついては、当該調達を行うにあたって、企画提案型のプロポーザル方式により、本調達に対するサポート体制や意欲、資質、技術能力及び創造力等が優れた者を募集する。

1. 2 名称

「地域クラブ活動体制整備事業」に係る人材バンク構築事業委託業務

1. 3 委託内容

別紙「地域クラブ活動体制整備事業」に係る人材バンク構築事業委託業務 仕様書（以下「仕様書」という。）による。

1. 4 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで。

1. 5 委託料上限額

金4,000,000円とする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本事業の調達における提案価格の上限額であり、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

2. 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 企画提案参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でな

いこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあつてはその役員が暴力団員でないこと。

エ この公告の日から審査結果の通知日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

オ 法人税、法人事業税、消費税、全ての都道府県税を滞納していない者であること。

3. 企画提案参加資格確認申請書の提出

(1) 申請書

申請書に次のものを添付すること。

ア 会社概要等整理表（様式第2号）

既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

イ 誓約書（様式第3号）

(2) 提出期限

募集の日から令和5年6月5日（月）午後5時まで（必着）

なお、「山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）」に定める県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 防災新館3階

山梨県教育庁保健体育課

電話番号（直通）：（055）223-1783

(4) 提出方法

申請書の提出は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。

4. 企画提案参加資格審査結果の通知

企画提案参加資格確認の結果は令和5年6月8日（木）から郵送により通知する。なお、企画提案参加資格がない旨の通知を受理した者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和5年6月13日（火）までに教育長宛の書面（様式自由）を3（3）の場所に郵送又は持参すること。理由は書面にて回答する。

5 スケジュール

5. 1 日程

(1) 募集開始	令和5年5月29日（月）
(2) 参加申込書及び質問票受付期限	令和5年6月 5日（月）まで
(3) 企画提案書等の提出期限	令和5年6月 9日（金）から 令和5年6月16日（金）まで

- (4) プレゼンテーション審査 令和5年7月上旬(予定)
(5) 採用業者の決定・委託契約書締結 令和5年7月下旬

5. 2 企画提案説明会

実施しない

※募集要項等は山梨県ホームページからダウンロードすること。

5. 3 質問の受付

募集要項等に関する質問は質問票(様式第4号)により受け付ける。

- (1) 受付期間: 令和5年5月29日(月)から令和5年6月5日(月)午後5時まで
(2) 提出方法: 電子メール又で送付すること。なお送付後に下記の電話にて受信確認を行うこと。
(3) 回答方法: 質問に関する回答は日本語にて一覧形式で作成し、県ホームページに掲載する。
電子メール: hotai@pref.yamanashi.lg.jp (担当: 田鹿)

5. 4 企画提案書等の提出

- (1) 提案者は、次のアからウまでの書類(以下「企画提案書等」という。)8部(正本1部、副本7部)を持参または郵送により提出しなければならない。なお、提案者1事業者につき1提案とし、提案内容に係る費用の額は、「1. 5 委託料上限額」を超えないものとする。

ア 企画提案書(様式第5号)

イ 企画提案概要書(A4版、任意様式(記載内容によりA3版も可))

ウ 業務に要する経費の見積書(A4版、任意様式/項目は様式第6号参照)

(2) 企画提案書等の提出期間

[提出期間] 令和5年6月9日(金)から令和5年6月16日(金)

ただし、上記期間の休館日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする

[提出方法] 郵送又は持参(FAX、メールでの応募は不可)

※持参の場合、午前9時から午後5時まで(土日祝日除く)

[提出場所] 〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育庁保健体育課

ア 提出期間内に保健体育課が企画提案書を受理できない場合は、審査対象としない。

イ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替えまたは、撤回することができないものとする。

(3) 企画提案の無効

「2 企画提案の参加資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 募集要項の規則に反した提案

イ 「1. 5 委託料上限額」を超える提案

- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ 辞退届（様式第7号）を提出した者が提出した提案

5. 5 企画提案等のプレゼンテーションについて

- (1) 開催日 令和5年7月上旬（予定）※詳細については、別途通知する。
- (2) 場 所 山梨県教育庁保健体育課【防災新館3F】（山梨県甲府市丸の内1-6-1）
- (3) 方 法 説明者は提出した企画提案書等に基づき、提案内容を説明すること。スクリーン、プロジェクター等の機材は県で用意するが、これらの使用は任意とする。なお、説明に使用するデータファイルは当日持参とする。

6. 提出書類等

別紙「仕様書」及び「企画提案書作成要領」に基づき企画書を作成すること。

7. 審査及び委託業者の決定に関する事項

7. 1 委託業者の選定方式

委託業者については、一般公募より幅広く企画提案を募る公募型プロポーザル方式により選定する。

7. 2 審査委員会

審査は、企画書及び企画提案のプレゼンテーションについて、『山梨県「地域クラブ活動体制整備事業」に係る人材バンク構築事業委託業務に関する企画提案審査委員会』において行う。

7. 3 審査基準

審査に当たっては、別表の評価項目・評価基準により総合的に評価する。

7. 4 審査及び採用者の決定に関する事項

(1) 審査手順

審査は、以下の手順により行うこととする。

ア 提案審査

審査委員会は、企画書の内容及び提案者からのプレゼンテーションによる質疑応答を実施して審査する。

イ 優先交渉権者の選定

審査会は、審査項目ごとの評価を行い採点結果の合計が最も高い企画案を提案した業者を選定する。

得点が同一の場合は、評価項目「企画提案内容」の合計が最も高い提案者を選定する。ただし、総得点が1位であっても、得点が著しく低い評価項目がある場合は、本業務委託の候補者として選定しないことがある。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書の提出のあった全ての提案者に対して7月中旬頃に郵送により通知する。

8. 委託契約

県は、審査委員会の選定結果をもとに決定した優先交渉権者を委託契約候補者とし、見積書徴収後、予定価格の範囲内で、随意契約により委託契約を締結する。なお、提案された内容をもとに、県と協議の上、企画・調査を行う。

9. 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

ア 企画提案に参加する資格のない者

イ 申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者

ウ 2件以上の企画提案をした者

10. その他

(1) 提案参加資格の喪失

業者選定日から委託契約の締結までに、募集要領において提示された提案参加資格の一部または全部を喪失した場合には、県は、委託契約を締結しないことができる。

(2) 企画書の提出辞退

参加表明後に企画書の提出を辞退する場合は、「辞退届（様式第7号）」によるものとし、企画書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

(3) 提案のための費用負担

提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出書類等の扱い

提出された書類等は返却しない。また、その書類等は、企画提案書等の提出者の選定及び業務委託予定者の特定以外には、提出者に無断で使用しない。

(5) 秘密の厳守

本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 担当者の変更

企画書に記載した予定担当者を、受託後の業務遂行中に変更する場合には、事前に県に届け出るものとする。ただし、その場合には、従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証を添付すること。

(7) 企画提案選定の中止等

提出された企画提案書が全て選定するに至らない場合、若しくは企画提案書の提出がなかった場合は、中止又はその他の方法によることがある。

(別表) 評価項目・評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務遂行能力	安定した経営基盤・人材を有すると共に当該業務に関する知見等を有しているか。	10
企画提案内容	業務の目的を十分に理解した企画案になっているか。	10
	指導希望者と市町村のマッチングに繋がる内容となっているか。	20
	市町村(受入団体)や指導希望者が簡便に情報登録できるなど、使いやすい仕様となっているか。	20
	見易いデザイン・レイアウト・配色となっているか。	10
	事業の実施目的を鑑み、効果的な自由提案がなされているか。また、妥当で効果的な提案となっているか。	10
業務運営体制 進行管理	個人情報適切に扱うための体制や漏洩等の事案が発生した場合に対応する体制は整備されているか。	5
	業務スケジュールが明確で実現が可能か。	5
経費妥当性	見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されていて合理的な内容であるか。	5
	費用対効果に十分に配慮した経費となっているか	5
合計		100